

名中選搬入夫二十二名は賃金（トロ壹壹六錢乃至九錢の請負）一日七八拾錢にして休憩所等の設備もなく之れが待過改善に關し本年一月頃より代表者を以つて屢々交渉したるも容れられず、止むなく三月二十七日現場主任（日鐵社員）に訴へたるところ、右下請負人は人夫代表者二名を不都合なりとして即日解雇した爲選搬入夫全員團結して次の要求書を提出拒絶され遂に二十九日より罷業を執行するに至つた。

十、要求條項

従業員側では解雇された二名を代表として左の事項を要求したのである。

○ 要求 事項

- 1、兵頭、田元の兩名を復職せしむること
- 2、雨天の際は賃金の割増をなすこと

- 3、インクライン卷二人の賃金は從來通事業主側の負擔とすること（四月一日よりトロ押入夫の負擔に改正せんとす）
- 4、賃金單價の値上をなすこと
- 5、休憩所の設置

十一、解決狀況

勞資の對立尖鋭化し長村に對する悪影響を憂慮したる所轄警察署長に於ては四月一日請負人高木祥次郎に對し解決方を勸告したる爲翌二日勞資双方の會見となり接衝の結果左記條件を以つて解決。

○ 解決 條件

- 1、解雇者兵頭、田元の兩名は四月二日より復職せしむ
- 2、拒絶
- 3、卷入夫二名の賃金は從來通事業主側に於て負擔す